

(電子メール施行)  
高第1870号  
令和3年11月25日

各高齢者福祉施設長 様  
各介護サービス事業者の長 様

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」の改定に伴う  
面会等の実施について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進及び感染症防止対策に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

現在の感染状況や医療体制の現状を受け、本日（25日）、国の基本的対処方針を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を別添（下記1）のとおり改定しました。

施設等での面会については、地域における感染の発生状況、面会者及び利用者の体調、ワクチン接種歴、検査結果等を考慮し、直接面会を含めた対応の検討や、直接面会を実施する場合の回数・人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底することを要請するとともに、利用者の外出については、感染拡大防止の観点と利用者及び家族のQOLを考慮した上での検討と実施時の感染防止対策の徹底を要請しております。

各施設等におかれましては、令和3年11月24日付け国事務連絡（下記2）を踏まえ、対面での面会の実施を検討いただくとともに、面会の際、ワクチン未接種等を理由に不当な扱いとならないよう留意し、ワクチン未接種の利用者等も交流が図れるよう検討いただくこと、生活や健康の維持のために必要な外出は制限すべきではないこと等に留意いただくようお願いします。

現在、県内の感染状況は落ち着いていますが、今後インフルエンザ流行の季節や年末年始を迎え、また、いわゆる「ブレイクスルー感染」も懸念される中、引き続き、感染再拡大に十分警戒していく必要があるます。

県では、県看護協会や専門家の協力により「高齢者施設職員のための新型コロナウイルス感染対策」の動画や「新型コロナウイルス感染症感染予防ポスター」、感染予防のチェックリスト等を公開しています（下記3，4）。国事務連絡等も踏まえつつ、感染状況が落ち着いてるこの時期に、改めて取組を再確認いただくなど、気を緩めることなく引き続き感染防止対策を徹底した上で、事業を実施いただきますよう改めてお願いします。

記

- 1 本県の対処方針（新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針）  
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/coronataishohoushin0413.html>

- 2 国事務連絡（社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000858061.pdf>  
※厚生労働省 HP（国事務連絡掲載箇所）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00089.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html)
- 3 兵庫県介護サービス事業所・施設向け新型コロナウイルス感染対策関連情報  
（新型コロナウイルス感染症感染予防ポスター、感染予防のチェックリスト 等）  
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/0uenhaken.html>
- 4 兵庫県看護協会作成動画「高齢者施設職員のための新型コロナウイルス感染対策」  
<https://hyogo-ch.jp/video/1389/>

高齢政策課介護基盤整備班(高年施設担当) 電話（代表）：078-341-7711 内線 2950、2951、2896、2943 e-mail：koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp
---